

# すぎなみ



支えあい共につくる  
安全と活力あるみどりの住宅都市 杉並

「杉並区区立施設  
再編整備計画」  
について

## 杉並区区立施設再編整備計画 を策定しました

多くの区立施設が次々と更新時期を迎える中で、少子高齢化の進展や人口減少など時代とともに変化する区民ニーズに的確に責任を持って応え、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくため、杉並区区立施設再編整備計画（第一期）（平成 26～33 年度）・第一次実施プラン（平成 26～30 年度）を策定しました。今後は、少子高齢化社会における区民福祉の向上のため、区民の皆さんと共に、計画の実現に取り組んでいきます。



### 区民ニーズに的確に応え、 杉並の確かな未来を創ります



少子高齢化の急速な進展に伴う人口構造の変化や女性の社会進出の本格化などにより、区立施設をめぐる状況は大きく変化しています。

区は、こうした時代とともに変化する区民ニーズに的確に責任を持って応え、杉並の確かな未来を創るために、区立施設の再編整備計画（第一期）（平成 26～33 年度）・第一次実施プラン（平成 26～30 年度）を策定いたしました。

昨年 9 月の計画（素案）中間のまとめの公表から、地域説明会や区民意見交換会、区民アンケート等を通じて、区民の皆さまから幅広くご意見等をいただき、ありがとうございました。いただいた

ご意見を踏まえ、この間、特別養護老人ホーム等の整備や（仮称）子どもセンターの拡充などの修正を行ってまいりましたが、このたび、区議会および区民等の意見提出手続のご意見等も踏まえて、更に修正を行い、計画を決定いたしました。

区立施設は区民生活に身近な施設であり、区民共通の貴重な財産です。誰もが住み慣れたまちで、将来にわたり安心して暮らし続けることができるよう、今後は、区立施設再編整備計画を推進してまいります。引き続き、区民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

杉並区長 田中良

# 施設再編整備計画の基本的な考え方

～ 9つの基本方針に基づき再編整備に取り組みます～

## ①施設設置基準の見直し～7地域の継承と46地区の基準の転換

- 区民の通勤、買い物などの日常行動圏域として駅勢圏中心に設定した7地域は、施設配置の地域バランスを確保する観点から、今後とも施設整備の基準として継承します。
- 児童の通学区域を基準に設定した46地区に基づく施設配置の基準は、少子高齢化の進展や施設の効率的な運営の観点から見直し、今後は「地区」の枠にとらわれず、施設の複合化・多機能化等を進めることにより必要なサービスを提供する考え方に転換します。

## ②複合化・多機能化等による効率化の推進

- 施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。
- 廃止した施設・用地は、他施設への転用のほか、売却・民間活力の導入も視野に入れ、有効活用を図ります。

## ③学校施設と学校跡地の有効活用

- 学校は、地域に開かれた公共空間としての機能を一層拡充する観点から、児童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など施設の複合化・多機能化を進めるため、既存校の余裕教室や学校敷地の活用を推進するとともに、改築時には児童生徒数の推移などを踏まえ施設規模のスリム化を行います。
- 統合に伴う学校跡地については、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討します。

## ④児童館の再編と子育て支援事業の新たな展開

- 0歳から18歳までの児童の健全育成を図ることを目的に設置された児童館は、限られた施設スペースの中でサービスの充実を図ることがもはや限界を迎えていること、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行（平成27年度予定）に向け、各種の子育て支援サービスに関する利用相談や情報提供等の地域拠点を整備する必要があることを踏まえ、学校や新たに設置する地域子育て支援拠点（〈仮称〉子どもセンター ※15、16ページ参照）等で機能・サービスを段階的に継承し、充実を図ります。

## ⑤ ゆうゆう館の再編

- ゆうゆう館（旧敬老会館）は、保育園を併設する施設の一部で保育施設への転用を図るとともに、順次、多世代が利用できる施設へと転用・再編を進めていきます。
- 再編にあたっては、身近な地域で高齢者が気軽に集まることができる、ゆうゆう館の機能と役割も継承します。

## ⑥ 地域コミュニティ施設の再編

- 7か所の地域区民センターは、地域コミュニティの拠点と位置付け、集会施設である区民集会所と区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を対象に、施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで多世代が利用できる施設へと段階的に再編します。

## ⑦ 誰もが利用しやすい施設整備の推進

- 乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで便利に快適に利用できるよう、だれでもトイレやエントランススロープの設置など、バリアフリーに配慮した施設づくりを推進します。
- 今後の施設整備にあたっては、内装や間取りの変更が容易な工法（スケルトンインフィル）を採用するなど、区民ニーズの変化に応じて用途を柔軟に変えて活用できるような施設づくりを進めます。

## ⑧ 緊急性の高い施設の優先整備

- 区民の安全・安心を確保するため、老朽化や耐震性等の課題により更新の緊急性の高い施設については、優先的に施設の再編整備に着手します。
- 当分の間、需要が増加することが予測される保育施設や高齢化の進展により今後も確実に需要が増加する特別養護老人ホーム等について、優先的に整備を行い、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らすことができる環境整備を進めます。

## ⑨ 国や東京都、他自治体等との連携

- 特別養護老人ホームや保育施設をはじめとした新たな施設の設置及び既存施設の更新に際しては、国・東京都との連携による国公有地の活用を検討します。活用にあたっては、定期借地のほか区有地との交換も視野に入れ、財政負担の軽減化を図ります。
- 広域的な施設については、近隣自治体との共同運営の可能性についても検討していきます。

# 第一次実施プラン(平成26～30年度)

～平成26年度から5年間の主な取組～

## 区民ニーズに的確に応え、 杉並の確かな未来を創ります

### ★ 保育園・子供園 ★

～2所の新設と8所の改築を実施します～

- 区立施設の再編整備により生み出された施設・用地のほか、国や東京都の公有財産を有効に活用して、保育施設の整備を推進します。
- 老朽化した施設の計画的な改築を進め、国有地等の活用を含めて仮園舎の設置場所を検討し、設置した仮園舎は複数の施設の改築に利用するなど有効に活用します。
- 第一次実施プランでは、旧大宮前体育館跡地と成田東4丁目に認可保育所を2所新設するほか、下高井戸保育園や梅里二丁目国有地を活用した馬橋保育園など8所の改築を進めます。



### ★ 特別養護老人ホーム等 ★

～3施設の整備を検討・実施します～

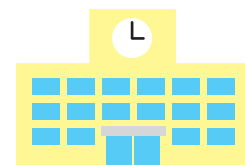
- 旧永福南小学校の跡地に、特別養護老人ホームを整備します(29年度開設)。
- 旧大宮前体育館の跡地を活用して、認知症高齢者グループホーム等を整備します(29年度開設)。
- 荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との交換について国と具体的な協議を進め、荻窪税務署等用地には大規模な特別養護老人ホーム等を整備するとともに、在宅介護を支援するショートステイの確保や医療的ケアの体制を強化するなど区内全域の地域包括ケアのバックアップ機能を果たす施設を整備します。



### ★ 学校施設 ★

～学校の複合化・多機能化と跡地の活用を検討・実施します～

- 杉並第一小学校は、老朽改築に合わせ、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能の集約を基本とした複合化に向けて、26年度から検討に着手します。
- 旧若杉小学校は、防災スペースを確保するとともに、地域の活性化や病児保育及び障害児の療育も含めた子育て支援等を視野に26年度に本格活用を検討します。
- 統合後の新泉小学校の跡地は、地域の防災機能の強化に資する活用を前提に、用地全体の有効活用策を26年度に検討します。



## ★ 児童館・学童クラブ ★

### ～児童館の機能・役割を継承・発展させる再編を段階的に進めます～

- 学童クラブは小学校内での実施を基本とし、第一次実施プランでは3か所の学童クラブ(和泉・下高井戸・成田西)の移設を行います。また、小学生の放課後等居場所事業も小学校内で実施することとし、30年度までに3校(杉並第二小、新泉・和泉小中一貫教育校、高井戸第三小)を対象にモデルとなる取組を進めます。 ※15ページ参照
- 保健センター及び再編後の児童館施設等を活用した19か所程度の(仮称)子どもセンターを段階的に整備します。第一次実施プランでは7か所を整備することとし、総合的・一体的な子育て支援サービスを行います。 ※16ページ参照



## ★ ゆうゆう館 ★

### ～4館で地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます～

- 老朽化した保育園併設のゆうゆう館は、改築の際、当面、代替施設を確保した上で保育園へ転用し、第一次実施プランではゆうゆう下高井戸館、阿佐谷館、馬橋館、天沼館の4館は移転先で地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めます。
- 第二次実施プラン(31～33年度)での具体化に向け、幅広い高齢者が利用でき、かつ、多世代が集える地域コミュニティ施設への転用を検討します。



## ★ 集会施設 ★

### ～多世代が利用できる地域コミュニティ施設に再編します～

- 区民集会所、区民会館等を対象に地域バランスや利便性などを考慮し、多世代が身近な地域で集い、文化や趣味の活動等に幅広く利用できる地域コミュニティ施設への転用・再編を検討します。
- 区民事務所会議室は、町会や青少年育成委員会等の地域団体の活動が実施できる代替施設を確保した上で段階的に廃止を検討・実施します。



## ★ 区民事務所等 ★

### ～コンビニ交付導入と合わせて4事務所を廃止します～

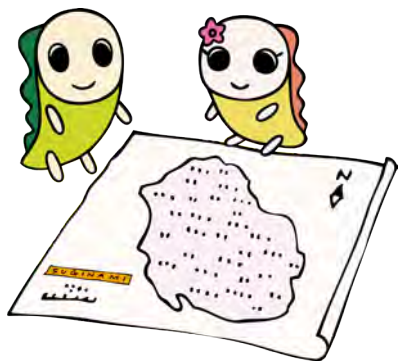
- 現在の証明書自動交付機に比べ、より安価な経費で設置場所や利用時間が大幅に拡充する証明書類のコンビニ交付導入に合わせて、26年末に阿佐谷、宮前、桜上水北、高円寺駅前の4事務所を廃止します。また、平日夜間・土曜窓口開設時間を見直し、区民の利便性の向上を図ります。

## 施設再編のこれまでの取組

区は、平成16年度から3回にわたり施設白書を発行し、施設の現状と課題、今後のあり方などを整理するとともに、施設の長寿命化などの取組を実施してきました。

こうした取組を踏まえ、平成24年3月に策定した「杉並区基本構想（10年ビジョン）」において、施設の再編整備計画の策定に取り組むことを決定しました。その後、平成25年9月と11月の2度にわたって素案を公表し、これに対して地域・関係団体や区議会からのご意見をいただくとともに、地域説明会や区民アンケート、区民意見交換会を実施し、区民からのご意見をいただきました。

そして平成26年1月、これらのご意見を踏まえた計画案を公表し、地域説明会や区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）を実施しました。そこでいただいたご意見や区議会でのご意見を踏まえ、このたび「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン」を策定しました。



### 《施設再編のこれまでの取組》

平成16～22年度 施設白書発行（3回）

平成23年度 杉並区基本構想10年ビジョン策定

持続可能な行財政運営を推進するため（仮称）施設再編整備計画の策定に取り組むこととし、平成24年度から具体的な検討に着手

平成24年度 「区立施設の再編整備の基本的な考え方」を公表

平成25年度

9月 計画（素案）中間のまとめの公表

- 区議会へ報告
- 地域・関係団体等へ説明

11月 計画（素案）の修正・公表

- 区議会へ報告
- 区民アンケートを実施
- 地域説明会等を実施
- 区民意見交換会を実施

1月 計画（案）の公表

- 区議会へ報告
- 地域説明会等を実施
- 区民等の意見提出手続きを実施

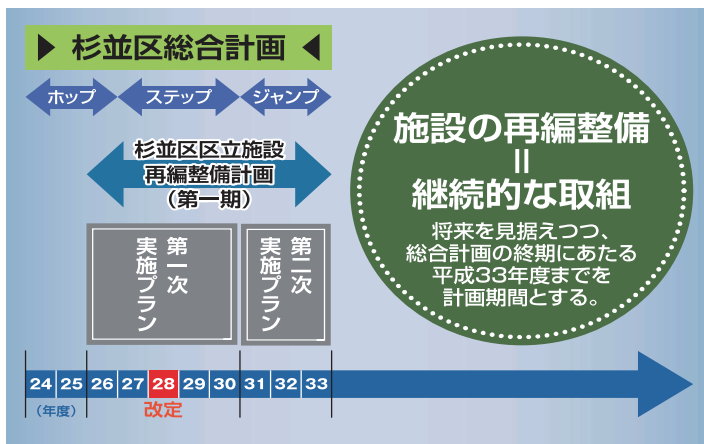
3月上旬 計画（案）の修正・公表

3月下旬 計画の決定

## 計画の進め方

30年後の将来を見据えつつ、平成26年度から杉並区総合計画の終期にあたる平成33年度までを第一期計画期間とします。

第一期計画を円滑に推進するため、計画を具体化した平成30年度までの第一次実施プランを策定し、計画の進捗状況を踏まえて必要な見直しを行い平成28年度に改定します。また、第二次実施プランは総合計画の改定に合わせて平成30年度に策定します。



# お 答 え し ま す

## 「施設再編整備」

これまでに地域説明会、区民アンケート、区民意見交換会、区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）、区議会等でいただいた主なご意見・ご質問などにQ&A形式でお答えします。

### 目 次

- ◆計画の進め方などについてお答えします . . . . . 8
- ◆あんさんぶる荻窪と荻窪税務署等用地の  
財産交換についてお答えします . . . . . 10
- ◆学校の再編整備についてお答えします . . . . . 12
- ◆児童館の再編についてお答えします . . . . . 14
- ◆ゆうゆう館の再編についてお答えします . . . . . 17
- ◆集会施設等の再編についてお答えします . . . . . 19
- ◆科学館についてお答えします . . . . . 20
- ◆区民事務所の再編についてお答えします . . . . . 21
- ◆耐震性等に課題のある杉並会館、  
産業商工会館の再編についてお答えします . . . . . 22

# 計画の進め方などについて

お答えします

**Q** なぜ施設の再編整備が必要なの？

**A** 区民共通の財産である施設を有効に活用し、新たな行政需要への対応を図るため再編整備を進めていく必要があります。

- ・平成 24 年度末現在、区の全施設（※）の約 50%は築 30 年を越え、今後、次々に更新時期を迎えます。仮に全ての区立施設を現在の規模で存続させた場合、今後 30 年間に必要な改築・改修経費は約 2,779 億円と推計されます。これは、生産年齢人口の減少による区民税収入の減少や少子高齢化の進展による社会保障関連経費の増加が想定される中、大きな財政負担となります。
- ・一方で、少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化等により多くの施設で利用状況が変化し、需要に対して不足する施設がある一方で、十分に活用されていない施設もあります。
- ・施設を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、区民共通の財産である施設を有効に活用し、新たな行政需要への対応を図るため再編整備を進めていく必要があります。

（※）災害備蓄倉庫や公衆便所等の小規模な施設を除く。

## 区立施設は老朽化が進み、今後、一斉に更新時期を迎えます

- 区が保有する約 600 の施設の多くは、高度成長期の昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されており、今後、老朽化に伴い、次々と更新時期を迎えます。

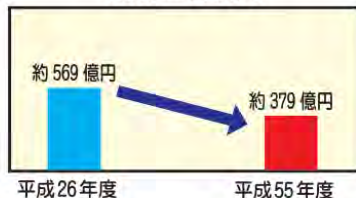
〈築 50 年を越える施設の比率〉



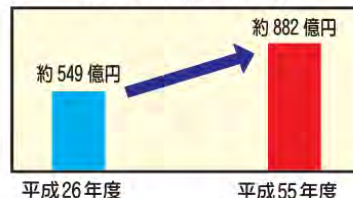
## 区財政は、少子高齢化の進展により今後厳しさが増すことが予測されます

- 区立施設を現在の規模で存続させた場合、今後 30 年間、毎年平均約 90 億円以上の改築改修経費が必要！（過去 10 年間に支出した改築改修経費：年平均約 52 億円）
- 特別区税収入は区の総人口及び生産年齢人口とともに減少！
- 児童・高齢者・生活困窮者などの社会保障関連の経費は増加！

〈特別区税収入〉



〈社会保障関連経費〉



## 施設の維持・更新に多くの予算を振り向けることは困難になります

- 福祉や教育など、施設以外のサービスの維持向上を図っていく必要があります。

必要な施設サービスを効率的に提供できるよう、施設の機能や役割を見直す、施設再編整備が必要です



Q

なぜ今、取り組む必要があるの？

A

20年後には区立施設の約52%が築50年を迎えます。施設の再編整備は早く取り組むほど大きな効果があり、今まさに取り組む必要があります。

- ・ 現在、築50年を越える施設は約3%にとどまっていますが、10年後には約28%、20年後には約52%になる見込みです。
- ・ 施設の再編整備の取組は、早く取り組むほど、施設の安全性の確保と長寿命化、運営の効率化、新たな需要への対応など大きな効果が期待できます。

Q

施設がなくなり、サービスが切り捨てられるという声があるが…

A

施設が持つ必要な機能や役割は継承しながら再編整備を進め、区民福祉の向上と区民サービスの充実を図ります

- ・ 施設の再編整備によって、これまで区立施設が果たしてきた必要な機能や役割がなくなることはありません。
- ・ 例えば、児童館は、現在の施設規模等の制約から、利用者ニーズに十分に答えることが難しいため、小学校や新たに整備する（仮称）子どもセンターなどの施設で機能を継承・発展させていきます。
- ・ また、ゆうゆう館は、施設の有効活用を図る観点から、多世代が利用できる地域コミュニティ施設へ段階的に再編していきます。その場合も、地域の高齢者の方が気軽に集まることのできるゆうゆう館の機能や役割を継承していきます。

Q

今後、施設はどのように整備されるの？

A

複合化・多機能化等により効率化を推進するほか、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。

- ・ 施設の複合化・多機能化のほか、改築時の規模のスリム化や廃止により施設規模の縮小を図るとともに、民間活力の導入、適切な維持管理による施設の長寿命化等に取り組み、施設運営の効率化を進めます。
- ・ 区立施設は区民生活に最も身近な施設であることから、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで便利に快適に利用できるよう、だれでもトイレやエントランススロープの設置など、バリアフリーに配慮した施設づくりを推進します。また、今後の施設整備にあたっては、内装や間取りの変更が容易な工法（スケルトンインフィル）を採用するなど、区民ニーズの変化に応じて用途を柔軟に変えて活用できるような施設づくりを進めます。

Q

今後、計画を進めるうえで区民の声はどのように反映されるの？

A

引き続き区民の皆さまのご意見もお聞きしながら着実に取り組んでいきます。

- ・ 今後の計画の具体化にあたっては、引き続き区民の皆様のご意見もお聞きしながら、少子高齢化社会における区民福祉の向上のため着実に取り組んでいきます。

# あんさんぶる荻窪と荻窪税務署等 用地の財産交換について

お答えします

**Q** なぜ、財産交換を行うの？

**A** 特別養護老人ホーム等の整備に必要な大規模な用地を確保するためです。

- ・急速な高齢化の進展に伴い、今後、要介護高齢者の増加が予想される中で、特別養護老人ホーム等の整備が急務となっています。しかし、住宅都市の杉並区では、整備に必要な大規模な用地を確保することが困難であり、区はこの間、国公有地の活用について検討を進めてきました。
- ・一方、荻窪税務署（天沼3丁目）は老朽化に伴う建替えが課題となっており、国もこの間、税務署の建替えを検討していました。
- ・そうした状況の下で、荻窪税務署及び隣接する国家公務員宿舎跡地（荻窪税務署等用地）は6,300㎡を超える用地であり、区が一体的に活用することができれば、大規模な特別養護老人ホームに加え、在宅介護を支援するショートステイなどの整備が可能となります。
- ・区が一体的に用地を活用するためには、税務署の移転が不可欠となります。そのため、あんさんぶる荻窪（荻窪5丁目の複合施設）との財産交換という手法を選択し、国に提案しました。今後、国との協議が整えば、区が検討してきた大規模な特別養護老人ホーム等の用地確保が実現します。

**Q** あんさんぶる荻窪にある施設はどうなるの？

**A** 交換対象用地である荻窪税務署等用地などの他所に移転し、機能を継承・充実していきます。

- ・荻窪北児童館の機能・役割は、次のとおり、身近な小学校等を有効活用して、継承・発展させていきます。
  - 学童クラブと小学生の放課後等居場所事業は、桃井第二小学校に必要なスペース等を確保・整備して実施していきます。また、近隣の保育園児が児童館を利用している実態を踏まえて、小学校の敷地内にこれらの園児等のための小規模な遊び場を確保していきます。
  - 「ゆうキッズ」事業は、乳幼児親子が日中を通して気軽に集い交流できるよう、杉並保健所内に所要のスペース等を確保・整備していきます。
  - これらの取組の実施体制等は、関係者のご意見を聞きながら、検討・具体化していきます。
- ・環境情報館は、福祉事務所と関連性の深い就労支援センター等の事業を27年度当初にあんさんぶる荻窪で一体的に開始するため、財産交換に先立ち、26年中に、現在、リサイクルひろば高井戸として利用しているビル（高井戸東三丁目）に移転します。
- ・福祉事務所や就労支援センター等は、荻窪税務署等用地に移転し、その広さを活用し、生活相談、就労支援、権利擁護などを総合的に提供し、幅広い世代の方々の生活と就労を支援する機能の強化を図ります。
- ・荻窪南第二自転車駐車場及び地域の防災倉庫については、存続することを基本に国との協議を進めます。

Q

これまで、どのような経緯があったの？

A

平成 25 年 9 月末に国へ提案を行い、計画（素案）への反映・公表に至りました。

- ・平成 25 年 9 月末に区から国へ財産交換の提案をしました。最終的に平成 25 年 11 月 13 日に区長が財務大臣と面談し、区の提案に基づき協議していくことを確認したことで施設再編整備計画（素案）への反映・公表に至りました。

Q

財産交換の時期はいつになるの？

A

早期に国との協議をまとめ、取組に着手したいと考えています。

- ・財産交換の時期や施設の移転の時期等については、今後の国との協議の中で決定していくこととなりますが、特別養護老人ホームの整備は急務であるため、なるべく早期に国との協議をまとめ、実現に向けた取組に着手したいと考えています。

Q

特別養護老人ホームの需要は増えているの？

A

現在約 2,000 人の待機者があり、今後も需要が増加していきます。

- ・平成 25 年 10 月現在、区内の特別養護老人ホーム待機者は、約 2,000 人（うち 1,000 人が緊急性の高い A ランク待機者）にのぼります。
- ・区は平成 24 年度から 33 年度までの 10 年間で特別養護老人ホームの定員を 1,000 人増やす計画に基づき整備を進めていますが、平成 37 年度には団塊の世代が後期高齢期を迎えるなど、今後、高齢化が一層進み、特別養護老人ホームの需要が増えることが確実です。

Q

荻窪税務署等用地には、どんな特別養護老人ホームが整備されるの？

A

地域包括ケアのバックアップ機能を果たす特色ある施設整備を検討します。

- ・荻窪税務署等用地を一体的に活用することで、少なくとも 150 床程度の大規模な特別養護老人ホームの整備が可能となります。
- ・施設整備にあたっては、敷地の広さを活かし、在宅介護を支援するショートステイを多数確保するとともに、在宅療養が困難となった方への医療的ケアの体制を強化するなど、区内全域の地域包括ケア（※）のバックアップ機能を果たすことができる施設の整備を検討していきます。

- （※）地域包括ケアとは、高齢者が住み慣れた地域で、また自分が望む住まいで、これまでのような日常生活を継続できるよう医療・介護のサービスを中心に、生活を支援する様々なサービスが適切に提供されることです。  
これからの高齢者福祉は、特別養護老人ホームなどの施設整備とともに、在宅での生活を可能な限り支援していくことが求められており、地域包括ケアは、その鍵となるものとして充実強化する必要があります。

# 学校の再編整備について

## お答えします

**Q** なぜ、学校施設と他施設の複合化・多機能化を進めるの？

**A** 学校は地域にあまねく配置された最大規模の公共施設であり、余裕教室や学校敷地の活用により、地域に開かれた公共空間としての機能を拡充するためです。

- ・少子化による児童生徒数の減少に伴い、校舎内の教室や敷地内に一定の余裕のある学校もあり、一部の学校では統合も実施されています。また、地域にあまねく配置され、最大規模の公共施設である学校は、地域に開かれた公共空間としての機能の拡充が求められています。
- ・そのため、学校施設と他施設の多機能化・複合化を進め、既存の余裕教室や学校敷地の活用とともに、地域に開かれた公共空間としての機能を拡充します。

**Q** 杉並第一小学校の複合化は教育環境に影響するのでは？

**A** 良好な教育環境を確保した施設として整備します。

- ・杉並第一小学校は築後 56 年を経過しており、老朽化に伴い改築を行います。その際、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、地域のまちづくりの動向等も踏まえつつ、移転・複合化を図ります。
- ・複合化にあたっては、小学校と他の施設の動線の分離や校庭面積の確保など、学校の教育環境の確保を最優先に考え、地域の活性化や区民の利便性の向上の視点から具体化を図ります。

**Q** 学校跡地の活用にあたっての基本的な考え方は？

**A** 区民福祉の向上に資するよう、地域の視点と、全区的な行政需要への対応の両面から活用策を検討します。

- ・統合に伴う学校跡地は、災害対策やまちづくりなどの地域の視点と、特別養護老人ホームなどの全区的な行政需要への対応という視点の両面から活用策を検討します。

**Q** 旧若杉小学校の跡地はどのような？

**A** 防災スペースの確保や子育て支援等も視野に入れ本格活用について検討します。

- ・防災スペースを確保するとともに、地域の活性化や病児保育及び障害児の療育を含めた子育て支援等も視野に入れ、平成 26 年度に本格活用について検討します。

Q

統合後の新泉小学校の跡地はどうなるの？

A

地域のまちづくり等の観点から、用地全体の有効活用策を検討します。

- ・防災スペースの確保をはじめ地域の防災機能の強化に資する活用を図ることを前提に、地域のまちづくり、教育、福祉の向上等の観点から、平成 26 年度に用地全体の有効活用策を検討します。

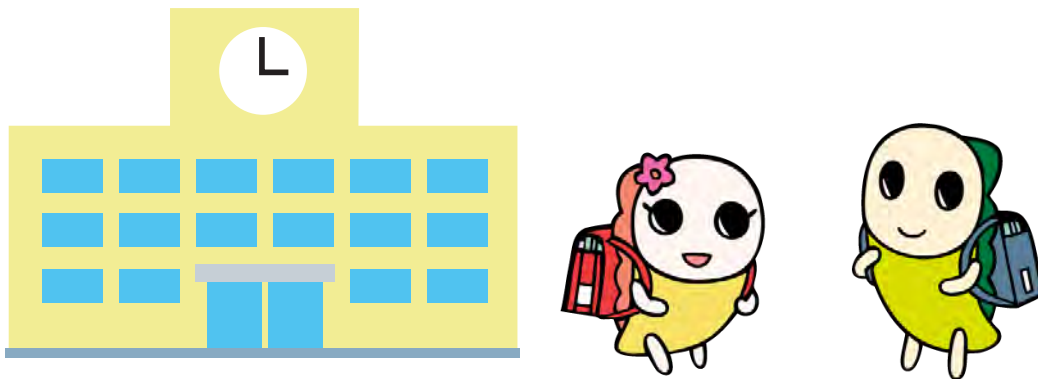
Q

旧永福南小学校の跡地はどうなるの？

A

地域のニーズも勘案し校庭も含め用地全体の有効活用策を検討します。

- ・跡地には特別養護老人ホームを整備し、体育館は老朽化した近隣の永福体育館に転用することを基本に、地域のニーズも勘案し、平成 26 年度に校庭も含めた用地全体の有効活用策を検討します。



# 児童館の再編について

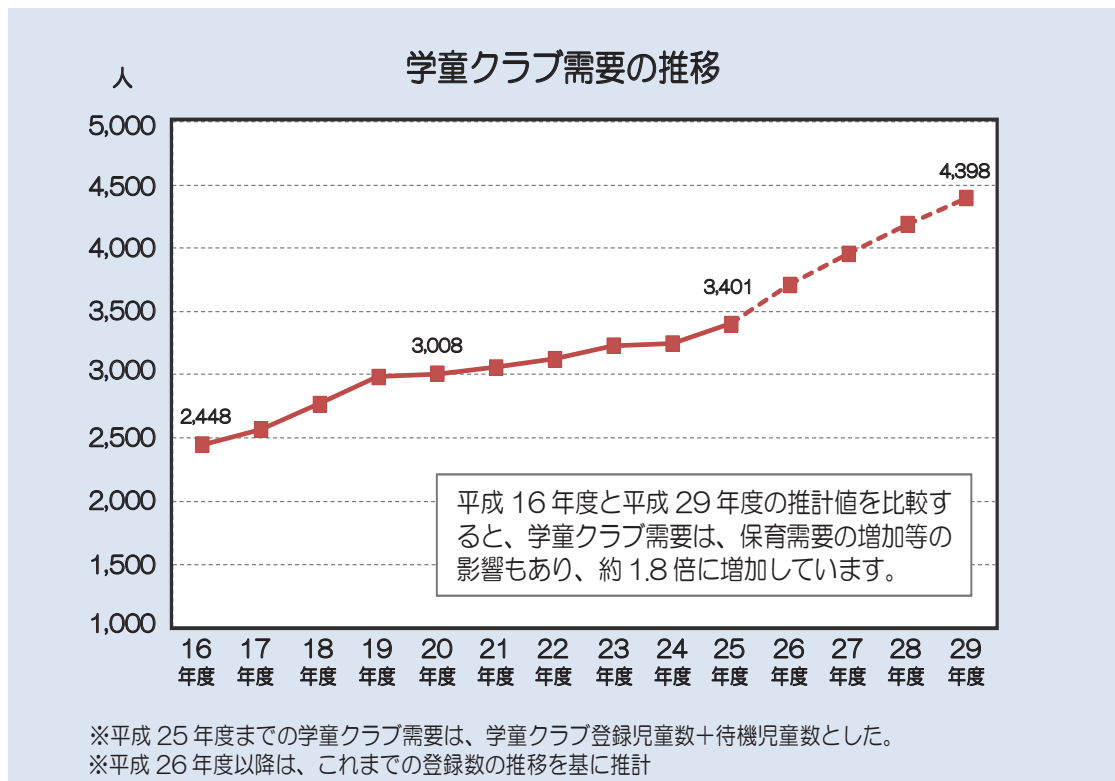
お答えします

**Q** なぜ、児童館の再編が必要なの？

**A** 児童館の利用状況の変化や、「子ども・子育て支援新制度」の本格施行を踏まえ、児童館という施設にとらわれることなく、児童館が果たしている機能・サービスを充実・発展させるため、再編整備に取り組む必要があります。

- ・近年、児童館では、「ゆうキッズ」や小学生の学童クラブ利用が大幅に増加しており、今後もこうした傾向が続くと予測しています（グラフ参照）。このため現状のままでは、施設規模等の制約からこれらの需要に十分に答えられない状況にあります。
- ・また、「子ども・子育て支援新制度」(※)では、区市町村が、子育て支援サービス・事業を、地域の実情等に応じて実施することとされ、これらを身近な地域で行う子育て支援拠点を整備することが求められています。
- ・こうした状況を踏まえ、児童館という施設にとらわれることなく、身近な小学校等の施設・スペースを有効活用して現在の児童館が果たしている機能・サービスを充実・発展させる再編整備に取り組む必要があります。

※平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度では、区市町村を実施主体として、保育の量的拡大・確保をはじめ、総合的に地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。



Q

児童館がなくなるの？

A

児童館の機能や役割がなくなる訳ではありません。児童館で実施している事業は、小学校などで引き続き実施することとし、ニーズに応じて充実・発展させていきます。

- ・例えば、小学生の放課後等の居場所や学童クラブは、身近な小学校内に必要なスペースを確保して実施します。また、「ゆうキッズ」は、新たに19か所程度整備する（仮称）子どもセンターや、学童クラブ移設後の小学校などで、現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯・プログラム内容の拡充を図ります。
- ・こうした再編の取組が実現するまでの間は、現在の児童館で引き続き事業を実施します。

Q

児童館の再編はどのように進めるの？

A

再編は丁寧かつ段階的に進めます。30年度までは、3か所の児童館でモデルとなる取組を行っていきます。

- ・和泉児童館は、小中一貫教育校（学童クラブ併設）の開設後、28年度から小学生の放課後等居場所事業を一貫教育校内で実施するなどの取組を進めます。
- ・下高井戸児童館は、高井戸第三小学校の「ゆうゆう館」仮施設等を活用し、29年度から小学生の放課後等居場所事業と学童クラブの小学校内実施などの取組を進めます。
- ・成田西児童館は、27年度から小学生の放課後等居場所事業を杉並第二小学校内で実施し、30年度に既存の校内学童クラブの拡張などの取組を進めます。

Q

学童クラブや小学生の居場所を小学校内で実施する理由は？

A

児童の行き帰りの安全面等の観点から、小学校を有効活用して実施します。

- ・近年、児童の行き帰りの安全面などから、学童クラブの小学校内への設置（※）を求める保護者からの意見・要望が高まっています。また、児童数が減少傾向にある中で、小学校によっては教室に一定の余裕が生じてきています。さらに、小学校の施設・スペースを活用すれば、学童クラブ利用児童と他の小学生との交流機会を確保することができ、豊かな遊びを提供した一層の健全育成を図ることができます。
- ・こうした実態等を踏まえ、身近な小学校を有効活用して実施することとしたものです。

※既存の学童クラブ49か所のうち、すでに9か所が小学校内で実施しています。

Q

乳幼児親子の居場所は、減ってしまうの？

A

新たに19か所程度整備する（仮称）子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校など、現在と同規模の実施場所を確保し、利用時間帯の拡充を図ります。

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくありません。こうした中で、乳幼児親子が気軽に集い、子ども同士・親同士の交流や子育てに関する情報交換を行う場の確保は重要だと考えています。
- ・そのため、「ゆうキッズ」を含む乳幼児親子の居場所は、引き続き身近な場所で気軽に利用できるよう、再編整備後も、（仮称）子どもセンターや学童クラブ移設後の小学校、地域コミュニティ施設等で現在と同規模の実施場所を確保するとともに、実施時間帯やプログラム内容の拡充を図っていきます。

Q

(仮称) 子どもセンターは、どのような施設なの？

A

各種の子育て支援サービスの利用相談・情報提供をはじめ、「ゆうキッズ」や一時預かり保育などを総合的・一体的に実施する施設です。

- ・27年度から本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」への対応の一環となるもので、保健センターや再編後の児童館施設等を活用した19か所程度を段階的に整備していきます。
- ・保健センター内に整備する(仮称)子どもセンター(5か所)は、母子保健との連携を図りつつ、「①保育の利用手続きを含む子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」を平成27年度の子ども・子育て支援新制度の本格施行に合わせて開始し、その後、施設再編の状況に合わせて段階的に「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」を実施していきます。
- ・再編後の児童館施設等を活用した(仮称)子どもセンター(14か所)は、「①保育の利用手続きを除く子育て支援サービスの利用相談・情報提供事業」、「②ゆうキッズを含む乳幼児親子の居場所事業」、「③一時預かり保育事業」のほか、「④地域の子育て支援団体の活動支援や関係団体等による子育てネットワークづくりの機能」を担うこととし、7地域に2か所ずつ整備していきます。

Q

中・高校生の居場所は、どのようにするの？

A

再編整備で生み出された施設等の活用を視野に、新たな居場所づくりを検討・具体化していきます。

- ・各児童館には総じて、中・高校生の専用スペースが無く、閉館時間が比較的早いことなどから、中・高校生の利用は多くありませんが、次代を担う青少年が気軽に集える居場所は必要(※1)です。
- ・今後、「中・高校生の新たな居場所づくり懇談会」の意見等を踏まえた「基本的な考え方」(※2)に基づき、具体化を進めます。

※1. 現在、41箇所の児童館のほか、中・高校生を主な利用対象とする、1か所の児童青少年センター「ゆう杉並」(荻窪一丁目)があります。

※2. 中・高校生の新たな居場所づくりに関する基本的な考え方(概要)

- (1)可能な限り駅に近い場所を基本に、地域バランス等を踏まえた必要数の設置を検討する。
- (2)中・高校生が若者世代との交流を図りやすい環境づくりの視点も踏まえ、より効果的・効率的な整備・運営方法を検討する。
- (3)今後、新たな居場所づくりを進める中で、「ゆう杉並」の運営等についても必要な見直しを検討する。

Q

児童館で行ってきた地域の行事などは、どうなるの？

A

(仮称)子どもセンター等を中心に、それらの取組を支援する機能を継承していきます。

- ・これまでも地域や団体の方々の方々の協力を得て、児童館を拠点として、幅広い世代が集い、交流する行事などが行われてきました。
- ・地域への愛着度を高め、人々のつながりを一層強めるためにも、こうした地域行事は重要であり、(仮称)子どもセンター等を中心に、それらの取組を支援する機能を継承していきます。



# ゆうゆう館の再編について

## お答えします

**Q** なぜゆうゆう館の再編をする必要があるの？

**A** ゆうゆう館は高齢者施設の特性から夜間の利用率が低いなど、効率化の工夫が求められています。そこで、多世代が利用できる地域コミュニティ施設へ段階的に再編し、施設の有効活用を図ります。

- ・今後、高齢化の一層の進展により、元気な高齢者が増えていく中で、身近な地域に健康づくりや生きがい活動などの場所を確保することはますます重要になってきます。
- ・一方で、少子高齢化の進展により、今後、区税収入が減少していくことが予想される中で、区民共通の財産である区立施設を、より有効に活用していく視点も欠かせません。
- ・そこで、現在は高齢者専用の施設であるゆうゆう館を、多世代が身近な地域で利用できる地域コミュニティ施設へ段階的に再編し、その機能・役割を継承発展させていきます。

**Q** 地域コミュニティ施設は、どんな施設で、どれくらい設置する予定なの？

**A** 「高齢者のみ」や「小中高生のみ」といった特定の年齢層を対象とするのではなく、子どもから高齢者までが、身近な地域で、集い、活動し、交流できる地域の施設です。

- ・区民集会所（10か所）、区民会館（3館）、ゆうゆう館（32館）、児童館（41館のうち一部）を対象にして、地域コミュニティ施設への再編を図ります。
- ・多くの施設を地域コミュニティ施設への再編の対象とし、再編にあたっては地域のバランスや利用者の皆さまの利便性にも十分配慮しますので、将来的には、高齢者の方が利用できる施設は現在のゆうゆう館（32館）よりも充実します。
- ・地域ごとの配置数や施設規模などは、今後実施するモデルとなる取組も踏まえ、多くの世代の皆さまのご意見を伺いながら検討し、31年度以降に具体化します。

**Q** ゆうゆう館はいつから地域コミュニティ施設になるの？

**A** 第二次実施プラン（31～33年度）で計画化を図ります。

- ・当面は、4館で地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を進めながら、今までどおりの運営をしていきます。
- ・なお、集会室については、高齢者の利用を確保したうえで、町会や青少年育成委員会等の地域団体も利用できるようにするとともに、杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと」による夜間の目的外利用の予約を可能にして、利用率の向上を図ります。

Q

地域コミュニティ施設のモデルとなるゆうゆう館はどこですか？

A

以下の4館でモデルとなる取組を行います。

- ・26年度から30年度までに、保育施設への転用等により他所へ移転する以下の4館において、多世代が利用できる地域コミュニティ施設のモデルとなる取組を行い、その後、段階的に再編を進めていきます。
- 「ゆうゆう下高井戸館」・高井戸第三小学校敷地内への仮移転を経て、下高井戸児童館内に移転
- 「ゆうゆう阿佐谷館」・廃止後の阿佐谷区民事務所・会議室跡地に移転
- 「ゆうゆう馬橋館」・旧・高円寺保健センター分室用地の活用・移転を検討
- 「ゆうゆう天沼館」・天沼中学校敷地内の活用・移転を検討

Q

地域コミュニティ施設になったら、有料になるの？

A

モデルとなる取組を踏まえ、今後、多くの世代の皆さまのご意見を伺いながら、検討してまいります。

- ・これまでのゆうゆう館は無料の施設として運営をしてまいりましたが、地域コミュニティ施設への再編後の料金のあり方については、モデルとなる4館の取組を踏まえ、今後、多くの世代の皆さまのご意見を伺いながら、検討してまいります。

Q

ゆうゆう館が行ってきた協働事業はどうなるの？

A

協働事業を参考に地域コミュニティ施設の運営方法を検討してまいります。

- ・ゆうゆう館の協働事業は、各事業者の創意工夫により、高齢者の地域活動やゆうゆう館利用の活性化に大きく寄与しています。
- ・地域コミュニティ施設の運営方法については、これまでゆうゆう館が行ってきた協働事業を参考に、モデルとなる4館での取組を通じて、検討してまいります。



# 集会施設等の再編について

## お答えします

**Q** 集会施設はどうなるの？

**A** 7か所の地域区民センターは、地域におけるコミュニティの拠点として位置付け、区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を対象に、多世代が利用できる新たな地域コミュニティ施設へと段階的に再編します。

- ・再編の対象となる施設は、区民集会所（10か所）、区民会館（3館）、ゆうゆう館（32館）、児童館（41館のうち一部）です。
- ・再編にあたっては地域のバランスや利用者の皆さまの利便性にも十分配慮し、多くの世代の皆さまのご意見を伺いながら、地域ごとの配置数や施設規模などを検討し、31年度以降に具体化します。
- ・地域コミュニティ施設の運営方法については、これまでのゆうゆう館が行ってきた協働事業を参考に、地域コミュニティ施設のモデルとなる取組（ゆうゆう館4館で実施）を通じて、検討していきます。

**Q** 区民事務所会議室や和田堀会館はなくなるの？

**A** 区民事務所会議室は、地域団体の活動が実施できる代替場所を確保した上で、段階的に廃止します。和田堀会館は、利用率が特に低く老朽化も進んでいることから廃止します。

- ・区民事務所会議室は、これまで町会・自治会等のご理解を得て保育の待機児童対策への活用を図ってきました。当面、必要な行政需要への対応を継続していきます。
- ・廃止にあたっては、地域団体の活動が実施できる代替場所を確保するとともに、区民集会所、区民会館、ゆうゆう館、一部の児童館を新たな地域コミュニティ施設として整備し、活動の場の確保に努めます。

# 科学館について

## お答えします

Q

科学館はどうなるの？

A

学校教育部門と生涯学習部門の機能を分離したうえで、他施設へ機能を移転・充実を図ります。

- ・科学館は築40年以上が経過し、施設設備の老朽化が進んでおり、バリアフリー化が課題となっています。
- ・ここ数年横ばい傾向にある利用者の7～8割が学校の移動教室（理科実験）による利用ですが、科学館の設備は老朽化が進む一方、学校の理科室の設備は整備されつつあることから、科学館で移動教室を行う必要性は薄れてきています。また、施設の魅力や科学への興味・関心を高めるといった観点からは、設備や展示物が古くなっていることも課題となっています。
- ・今後は、学校教育部門（児童・生徒のための事業）は済美教育センターへ移転し、理科室支援機能を集中させることで、科学館が担ってきた学校支援機能を充実します。生涯学習部門（区民のための事業）は、科学教育の充実にとどまらず、広く区民の生涯学習の推進に寄与できるよう、ICTやデジタル技術を活用した次世代型の事業展開を図ることを基本とし、近隣自治体との連携も視野に入れ、拠点等について多面的に検討したうえで実施します。

Q

科学館の跡地はどうなるの？

A

特別養護老人ホームの整備を視野に入れ検討します。

- ・廃止後の跡地活用については、特別養護老人ホームの整備を視野に入れ検討します。

# 区民事務所の再編について

お答えします

**Q** コンビニ交付とは？区民事務所等の再編とどう関係するの？

**A** コンビニ交付とは、現在の証明書自動交付機に替わり、コンビニエンスストアに設置された多機能端末で、住民基本台帳カードを使って住民票の写し・印鑑証明書・区税証明書等の受け取りができるサービスです。

- ・区内コンビニ（約 170 店舗）のほか、多機能端末を設置している全国のコンビニで証明書類の受け取りが可能になり、受け取り場所は現・自動交付機（23 所 24 台設置）から大きく拡充され、身近な地域や勤め先等で証明書類を受け取ることができます。
- ・また、自動交付機の利用時間は、設置場所の開設日の一定時間内に限られていますが、コンビニ交付の場合、導入した全店舗で土・日・休日等に関わらず午前 6 時 30 分～午後 11 時の時間帯での利用ができます。
- ・現在、窓口取扱事務の約 6 割が証明書類の発行ですが、コンビニ交付の導入により受け取り場所・利用時間が拡充し、利便性の向上が図られ、窓口取扱件数は今後も減少していくことが見込まれるため、区民事務所等の配置の再編を行います。

**Q** 再編後の事務所等の配置と窓口サービスはどのようなの？

**A** 区民事務所等の窓口利用の実態を踏まえ、区民の利便性や費用対効果を考慮し、コンビニ交付の導入に合わせて、区民事務所等を集約し、7 地域に 1 か所ずつ配置します。

- ・利便性の向上を図るため、すべての窓口で取扱事務及び開設時間を原則として同一にし、土曜日は月 2 回、平日夜間（本庁舎を除く）は週 1 回開設することとします。また、名称も「区民事務所」に統一します。
- ・区は区内を 7 つの地域に分け、施設配置の地域バランスに配慮していますが、区民事務所については、地域に 1 か所ずつ配置することとし、以下の施設は、区民事務所等としては廃止し、他の行政需要に転用します。
  - 阿佐谷区民事務所（阿佐谷会議室）・・・ゆうゆう阿佐谷館を移転
  - 宮前分室・・・福祉系施設への転用を検討
  - 桜上水北分室・・・図書サービスコーナーへ転用
  - 高円寺駅前・・・図書サービスコーナーとして当面継続

# 耐震性等に課題のある杉並会館、 産業商工会館の再編について

お答えします

**Q** なぜ、これらの施設の再編に優先的に取り組む必要があるの？

**A** 首都直下地震の危機が高まる中で、区立施設の老朽化や耐震性の課題に迅速に対応するため、施設の再編に優先的に取り組みます。

- ・杉並会館と産業商工会館は、耐震性に課題があります。また、産業商工会館はバリアフリー化も図られていません。そのため、産業商工会館は、杉並第一小学校の改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに、集会関連機能の集約を基本に移転・複合化を図ります。
- ・産業商工会館の展示場機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き整備のあり方について検討します。
- ・それまでの間、杉並会館は、部分的に耐震補強を実施し、現在の施設を継続して利用します。産業商工会館は、現在の施設を26年度末に廃止します。

**Q** 再編までの当分の間、産業商工会館の機能はどうなるの？

**A** 杉並第一小学校との複合化までの間は、他の施設を活用し機能を継続します。

- ・集会や展示機能などは阿佐谷地域区民センターを活用して継続します。また、産業商工会館廃止後の跡地に地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置し、複合施設ができるまでの間、活用します。
- ・就労支援センター事業は、あんさんぶる荻窪へ移転し、福祉事務所との連携を強化します。
- ・併設のゆうゆう館は、廃止する阿佐谷区民事務所・阿佐谷区民事務所会議室に移転し、機能を継続します。

**Q** いずれ移転・廃止する杉並会館の耐震補強を行うことは無駄ではないの？また、工事中は休館するの？

**A** 簡易な耐震補強により、その後の一定期間、施設の活用が可能となり、経費が無駄になることはありません。

- ・杉並会館は、比較的簡易な耐震補強により、その後の一定期間、施設の活用が可能となることから、経費が無駄になることはありません。耐震補強は、柱など建物の躯体を強化する工事となりますので、騒音等の関係から一定期間の休館が必要となります。
- ・休館の具体的な時期や期間につきましては、決まり次第改めて周知いたします。

**Q**

なぜ、産業商工会館は耐震補強を行い、継続して利用できないの？

**A**

構造上の理由から対応が難しいことから、26年度末に廃止することとしました。

- ・産業商工会館も、老朽化により耐震性が不足していますが、施設の構造上の理由から簡易な耐震補強工事を行うことができません。また、バリアフリー化を求める声も多く寄せられていますが、こちらも構造上の理由から対応が難しい状況です。
- ・こうした点を総合的に考え、現在の施設は26年度末に廃止することとしました。

**Q**

産業商工会館の廃止後、産業団体が優先的に利用できる施設はあるの？

**A**

既存施設の活用などにより確保に努めていきます。

- ・阿佐谷地域区民センターの図書室廃止後のスペースの活用などにより確保に努めていきます。

**Q**

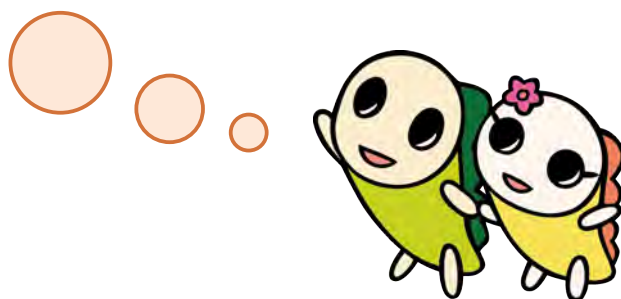
杉並会館、産業商工会館の跡地はどうなるの？

**A**

杉並会館の跡地は特別養護老人ホームの整備を視野に入れ、産業商工会館の跡地は行政需要に応じた活用策を検討します。

- ・杉並会館の跡地につきましては、特別養護老人ホームの整備を視野に入れ、活用策を検討していきます。また、産業商工会館の跡地につきましては、暫定的な集会施設の設置・活用の後、区民福祉の向上の観点から、行政需要に応じた活用策を検討していきます。
- ・なお、阿佐谷地域区民センターにつきましては、敷地・建物とも区の財産ではなく、建物を民間から賃借しています。

施設再編整備に  
ご理解とご協力を  
お願いします



「杉並区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」  
パンフレット

平成26年5月発行

編集・発行

杉並区政策経営部企画課施設再編・整備担当

〒166-0015 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

Tel 03-3312-2111 (代表)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。 <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

26-0010